

居宅介護支援及び指定介護予防支援に係る条例で定める基準(案)について

【介護保険課】

条・項・号 (居宅介護支 援省令)	条・項・号 (介護予防支 援省令)	基準の区分	基準見出し	省令基準の内容	現状の課題等	条例で定める基準(案)	
1条	1項-3項	1条	基本方針	利用者の意思・人格の尊重、公正中立なサービスの提供等事業者のあるべき基本的姿勢	介護サービス事業所と同様に、居宅介護支援事業所等においても、従業者及び管理者の利用者の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図る必要がある。	サービス利用者の人権の擁護、虐待防止等の重要性に鑑み、サービス利用者の人権の擁護、虐待防止等に必要となる体制の整備や研修の実施等の措置を講ずることを明記する。	
	4項	4項		市町村、地域包括支援センター、他事業者等との連携	特になし。	省令基準を準用する。	
2条	2条	従うべき	従業者の員数	配置すべき従業者の員数・資格	〃	〃	
3条	3条	従うべき	管理者	管理者の要件等	〃	〃	
4条	1項・2項	4条	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の交付・説明・同意、サービス計画に対する利用者の理解	〃	〃	
	3項-7項	3項-7項		電磁的方法による重要事項説明書の交付等	〃	〃	
5条	5条	従うべき	提供拒否の禁止	サービス提供拒否の禁止	〃	〃	
6条	6条	参酌	サービス提供困難時の対応	サービス提供困難時の他事業者の紹介等	〃	〃	
7条	7条	参酌	受給資格等の確認	サービス提供を求める者の被保険者資格等の確認	〃	〃	
8条	8条	参酌	要介護(要支援)認定の申請に係る補助	要介護(要支援)認定を受けていない者に対する必要な援助等	〃	〃	
9条	9条	参酌	身分を証する書類の携行	身分を証する書類の携行・提示	〃	〃	
10条	10条	参酌	利用料等の受領	償還払いの場合の公平取扱い、交通費の受領等	〃	〃	
11条	11条	参酌	保険給付の請求のための証明書の交付	償還払いの利用者に対する提供証明書の交付	〃	〃	
12条	29条	参酌	指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の基本取扱方針	医療サービスとの連携への配慮、自己評価等	〃	〃	
13条	1号	1号	指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の具体的取扱方針	有資格者等によるサービス計画の作成	〃	〃	
	2号	2号		利用者への懇切丁寧な説明	〃	〃	
	3号	3号		継続的かつ計画的な介護(予防)サービス利用のためのサービス計画作成	〃	〃	
	4号	4号		介護(予防)給付以外の医療サービス等の利用を含むサービス計画の作成	〃	〃	
	5号	5号		利用者自身による介護(予防)サービスの選択に資する情報提供	〃	〃	
	6号	6号		適切な方法による課題分析	〃	〃	
	7号	7号		従うべき・参酌	アセスメントの際の居宅訪問等	〃	〃
	8号	8号		参酌	アセスメントの結果、家族の意向等を反映したサービス計画原案の作成	〃	〃
	9号	9号		従うべき・参酌	サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	〃	〃
	10号	10号		従うべき・参酌	サービス計画の説明及び同意	〃	〃
	11号	11号		従うべき・参酌	サービス計画の利用者等への交付	〃	〃
	—	12号		参酌	サービス事業者のサービス計画作成への指導、報告の聴取	〃	〃
	12号	13号		参酌	サービス計画の実施状況等の把握	〃	〃
	—	14号		参酌	介護予防サービス計画の実施状況等の評価	〃	〃
	13号	15号		従うべき・参酌	モニタリングの実施、結果の記録	〃	〃
	14号	16号		参酌	サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	〃	〃
	15号	17号		従うべき・参酌	サービス計画変更への準用	〃	〃
	16号	18号		参酌	介護保険施設への紹介その他の便宜の提供	〃	〃
	17号	19号		参酌	介護保険施設との連携	〃	〃
	18号	20号		参酌	主治の医師等からの意見聴取	〃	〃
	19号	21号		参酌	主治の医師等からの指示	〃	〃
	20号	22号		参酌	サービス計画上のショートステイの期間制限	〃	〃
	21号	23号		参酌	福祉用具貸与をサービス計画に位置付ける必要性の検証	〃	〃
	22号	24号		参酌	福祉用具販売をサービス計画に位置付ける必要性の検証	〃	〃
	23号	25号		参酌	認定審査会意見等のサービス計画への反映	〃	〃
24号	26号	参酌	居宅介護支援と介護予防支援の連携	〃	〃		
25号	—	従うべき	介護予防支援業務の受託に関する留意点	〃	〃		
—	12条	参酌	指定介護予防支援の業務の委託	居宅介護支援事業者へ委託する場合の遵守事項	〃	〃	
14条	13条	参酌	法定代理受領サービスに係る報告	法定代理受領サービスに係る市町村への報告	〃	〃	

条・項・号 (居宅介護支 援省令)	条・項・号 (介護予防支 援省令)	基準の区分	基準見出し	省令基準の内容	現状の課題等	条例で定める基準(案)
15条	14条	参酌	利用者に対する居宅(介護予防)サービス計画等の書類の交付	利用者の申出によるサービス計画等の書類の交付	特になし。	省令基準を準用する。
16条	15条	参酌	利用者に関する市町村への通知	利用者の不正行為に関する市町村への通知	〃	〃
17条	16条	参酌	管理者の責務	管理者による一元的管理等	〃	〃
18条	17条	参酌	運営規程	運営規程に記載する項目	介護サービス事業所と同様に、居宅介護支援事業所等においても、利用者の虐待防止のための措置に関する事項を運営規程に定めることを義務付けることにより、管理者及び従業者の虐待の防止のための取組みの徹底を図る必要がある。	虐待防止等の取組みの徹底を図るため、事業者の運営規程に定める重要事項に、サービス利用者への虐待の防止のための措置に関する事項を追加する。
19条	18条	参酌	勤務体制の確保	適切なサービス提供、事業者の従業者によるサービス提供、従業者の研修の実施	介護サービス事業所と同様に、居宅介護支援事業所等においても、管理者が介護保険制度等を熟知する必要があるため、事業者に対し研修の機会の確保を義務付け、管理者の資質の向上を図る必要がある。 省令基準では「介護支援専門員」の研修の機会の確保が定められ、管理者は「介護支援専門員」でなければならないことから、省令基準には管理者の研修の機会の確保を含めて規定されていることになるが、「管理者」としての研修を事業者に意識させる必要がある。なお、介護予防支援の省令基準では管理者が含まれる規定にはなっていない。	管理者の資質の向上を図るため、管理者の研修の機会を確保する旨を追加する。
20条	19条	参酌	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品	特になし。	省令基準を準用する。
21条	20条	参酌	従業者の健康管理	従業者の清潔の保持及び健康状態の管理	〃	〃
22条	21条	参酌	掲示	勤務体制等の重要事項の掲示	〃	〃
23条	22条	従うべき	秘密保持	利用者等の秘密の保持	〃	〃
24条	23条	参酌	広告	誇大広告等の禁止	〃	〃
25条	24条	参酌	居宅(介護予防)サービス事業者等からの利益収受の禁止等	特定のサービス事業者を利用させることの指示等の禁止	〃	〃
26条	25条	参酌	苦情処理	苦情への迅速かつ適切な対応等、市町村及び国保連が行う苦情対応への協力等	〃	〃
27条	26条	従うべき	事故発生時の対応	事故発生時の市町村への報告等、損害賠償	〃	〃
28条	27条	参酌	会計の区分	他の事業の会計との区分等	〃	〃
29条	28条	参酌	記録の整備	各種記録の2年間の保存	居宅介護サービス計画費等の返還請求が必要な事態が生じた場合に適切に対応できるよう、2年間保存とされている記録のうち、介護給付費の請求の根拠となる記録については、地方自治法で定める返還請求権の消滅時効の期間に合わせ保存期間を5年間とし、介護給付の適正化を図る。	介護給付費の返還請求が必要な事態が生じた場合に適切に対応できるよう、2年間保存とされている記録のうち、介護給付費の請求の根拠となる記録については、地方自治法で定める介護給付費の返還請求権の消滅時効期間に合わせ保存期間を5年間とする旨を追加する。
一	31条	1号	介護予防支援の提供に当たっての留意点	利用者の日常生活の自立のための取組の総合的支援	特になし。	省令基準を準用する。
		2号		利用者による主体的な取組みの支援	〃	〃
		3号		具体的な日常生活における行為の目標設定等	〃	〃
		4号		利用者の自立を最大限に引き出す支援	〃	〃
		5号		地域における介護予防に資する取組等の積極的な活用	〃	〃
		6号		地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援	〃	〃
		7号		利用者の個別性を重視した効果的なサービス計画	〃	〃
		8号		機能改善後の継続的な支援	〃	〃